

# ドイツにおける I A S への対応と会計政策

— 特に、会計基準の国際的調和化との関連において —

森 美智代

- I. はじめに
- II. ドイツおよびEU委員会の I A S への対応
- III. ドイツの会計制度と「選択権」の削減および「公開」の拡充の検討
- IV. 実務における企業の動き
- V. 企業の会計政策
- VI. おわりに

## I. はじめに

会計基準の国際的調和化の波が広がるなかで、ドイツは I A S 導入に消極的であるといわれている。しかし、一方、実務では、ダイムラー・ベンツ社のニューヨーク証券取引所への上場を初めとして、バイエル社、シェーリング社、ヘキスト社の I A S 適用、さらにテレコム社<sup>1)</sup>、B A S F 社等が I A S を適用するであろう [日経金融新聞, 1995.5.30] といわれている。

他方、1995年7月のパリでの I O S C O の第20回年次総会では、1999年（予定では1996年であった）を目途に国際的に承認された会計基準への基礎固めをすることで同意が得られた。そういった意味において、I A S は将来委員会の提案が承認された後には、世界の全ての証券市場での会計基準として受け入れられることが予想される<sup>2)</sup>。しかし、まだ、国際会計基準が受け入れられるまでにはさまざまな諸問題を抱える国が存在し、特に、ドイツでの今後の I A S への対応は、I A S の導入に消極的といわれている日本にとっても関心のある

ところである。

EU加盟国ではイタリアが、最終国としてようやく1990年に会社法を改正したが、EU指令の加盟国への国内法化は完全に成功したとはいえず、まだ未解決の問題を残しながら、新たな議論および動きがみられる。このような状況のなかで、EU加盟国にIASはどのような影響を及ぼしているのであろうか。

そこで、まずEU指令の加盟国への国内法化以降、EU会計指令の「真実かつ公正な概観」および「選択権」についての議論<sup>3)</sup>を踏まえながら、ドイツにおける会計基準の国際的調和化への対応とその障害となるのはなにか、について検討することにしたい。この検討にあたり、本稿では3つの観点に焦点を絞り検討することにしたい。まず、第一には、IASに対して、EU委員会およびドイツはどのような対応をしているのか。第二には、会計基準の国際的調和化を巡って、ドイツ企業にIASがどのような影響を及ぼしているのか。第三には、IASとの国際的調和化にあたり、今後どのような会計慣行が障害となるか等、について検討することにしたい。

注)

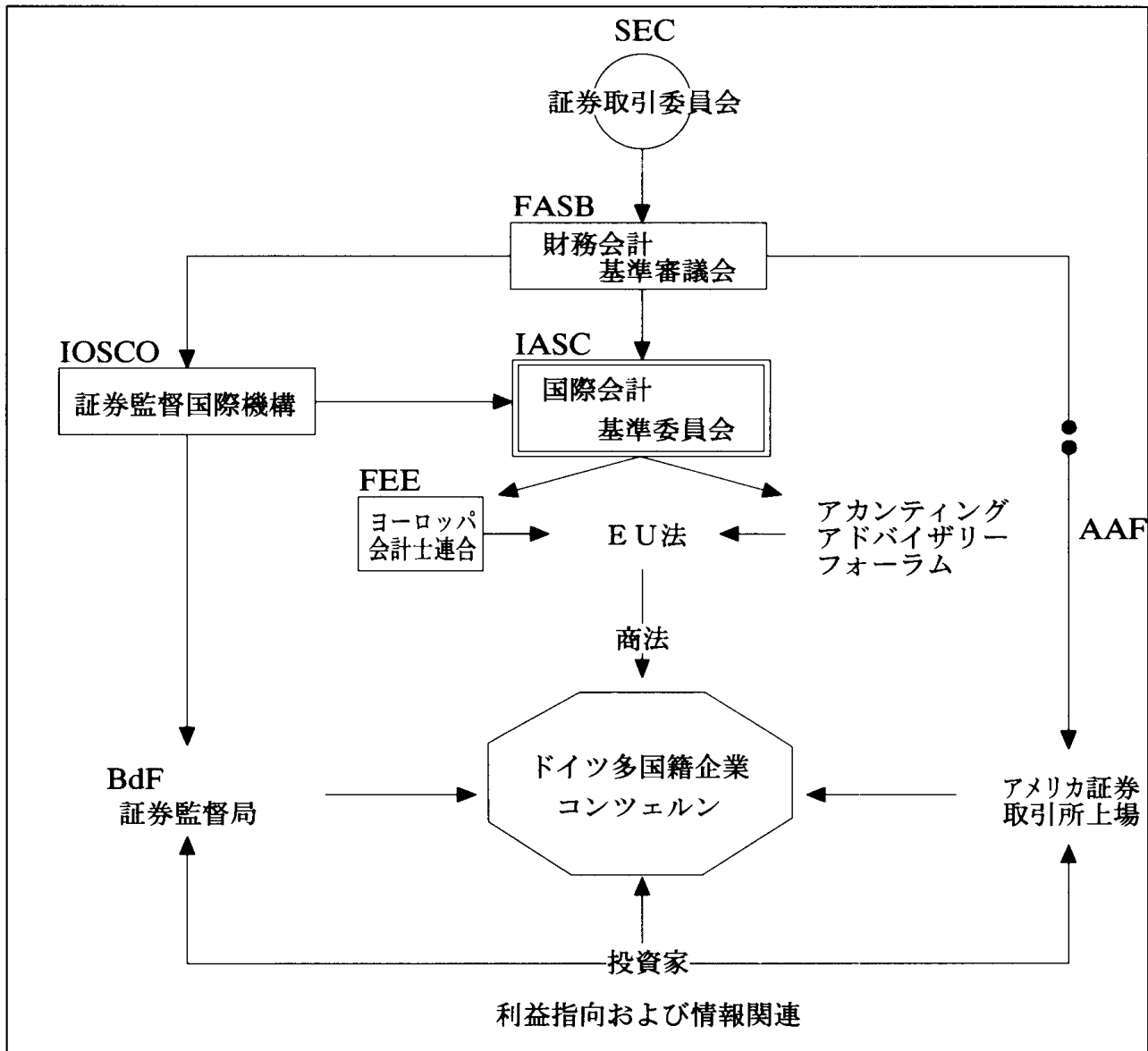
- 1) ドイツでは、ドイツ・テレコム社のニューヨーク証券取引所への上場の準備が進められている。SECの厳格な規定と照合し、上場を計画している根拠は現在の100億マルクから250億マルクへの資本増資であると考えられている [Börsen Zeitung, 1995.6.9]。
- 2) この年次総会はIASCには「画期的な出来事」[Handelsblatt, 1995.7.11]であり、IASをより一層国際会計基準として確実なものとしたと考えられる。
- 3) ヨーロッパ諸国における企業のIASの適用は、フランス、スイスにおいて進んでいると考えられる [Handelsblatt, 1995.7.11]。

## II. ドイツおよびEU委員会のIASへの対応

EU委員会では、銀行会計指令、保険会計指令、および有限株式会社指令、財務コングロマリット指令等、これまで対象とされなかった部門および企業へ拡張した指令<sup>1)</sup>が展開されている。またEU委員会は、IASCとの協力関係のもと、会議にオブザーバーとして代表を出している。しかし、その一方では、

会計問題を扱う E U 委員会での審議のため、専門委員会によるアカウンティング・アドバイザー・フォーラム (A A F) が組織された [Ordelheide, 1995, S. 484]。このフォーラムは、表 1 に示すような組織に位置づけられ、このメンバーは、12カ国の国内会計制度委員会および政府代表者、さらにヨーロッパ組織等から構成されている [Ordelheide, 1995, S. 495] (表 2 参照)。

表 1 IASC, IOSCO, SEC, FASB と AAF の組織図



(出所) Heinz, 1994, S. 60.

このフォーラムの役割は、1つには、調和化の障害を取り除き、また E U 指令を一層展開するためにフォーラムが管理的役割を果たすことであるといわれ

ている。また2つには、この組織のメンバーが、国内の会計委員会の代表者であることから、EUと国内の調整委員会としての役割を果たしている

表2 AAFの構造

<p><b>国内組織</b></p> <p>①ベルギー・デンマーク・フランス・ギリシャ・イギリス・アイルランド・イタリア・オランダ・ポルトガル・スペインから一代表1名および国内会計委員会の代理1名</p> <p>②ルクセンブルク政府代表</p> <p>③ドイツ—経済監査士機関の代表1名および国内の財務諸表研究グループの代表1名</p> <p>ヨーロッパの組織（代表1名／代理1名）</p> <p>①ヨーロッパ会計学会（European Accounting Association）</p> <p>②ヨーロッパ商工会議所（Eurochambres）</p> <p>③EC銀行連盟（Fédération Bancaire de la C.E.）</p> <p>④EC証券連盟（Fédération Bourses de la C.E.）</p> <p>⑤ヨーロッパ会計士連盟（Fédération des Experts Comptables Européens (FEE)）</p> <p>⑥ヨーロッパ財務アナリスト連盟（Fédération Européenne des Associations d'Analystes Financiers）</p> <p>⑦欧州産業連盟（UNICE）</p>
--

（出所）Ordelheide, 1995, S. 495より作成している。

[Ordelheide, 1995, S. 495] といわれている。このフォーラムが設置された目的は他にもあり、FASBの国際的な影響力が圧倒的であることから、独自のヨーロッパの政策を会計の領域に発揮するために、ヨーロッパレベルでの結束力が必要と考えられ、その試みの第一歩がこのフォーラムである [Ordelheide, 1995, S. 495] といわれている。すなわち、EU指令の一層の発展をはかり、FASBおよびIASCによって実質的に決定される国際的展開に介入するためのEU委員会の試みの現れである [Ordelheide, 1995, S. 495] といわれている。そのことは、このフォーラムで扱われる会計問題をみても明らかであり、これまでEU指令において規定されていなかった会計処理が議論の中心となっている。その例として、国庫補助金の会計処理、外貨換算会計、リース会計、キャッシュフロー、環境会計問題等が挙げられ、さらに基本的会計問題として、保守主義対発生主義、実現主義、引当金の設定等が挙げられている [Ordelheide, 1995, S. 496]。これは、少なくともIASを意識した会計問題といえるであろう。

表3-(1) IASC への資金提供機関

<p>ビッグ6 Arthur Andersen &amp; Co. Coopers &amp; Lybrand International Deloitte Touche Tohmatsu International Ernst &amp; Young International KPMG International Price Waterhouse</p>	<p>スイス Ciba-Geigy Nestlé Wolfgang Schürer MS Management Service AG (for the Foundation for Accounting and Reporting Recommendations)</p>
<p>オーストラリア Aberfoyle Advance Bank Australia Australian 100 Group Broken Hill Proprietary Co. Coca-Cola Amatil Coles Myer Commonwealth Bank of Australia National Australia Bank NRMA Insurance Pacific Dunlop Pasmenco Qantas Airways</p>	<p>イギリス Allied Lyons Anglian Water BAA Barclays Bank BICC Blue Circle Industries Boots British Gas British Petroleum British Telecom Burmah Castrol Cable &amp; Wireless Cadbury Schweppes Coats Viyella Courtaulds Eastern Electricity ECC Group Ford Motor Co. Forte Gallaher Glaxo Holdings Grand Metropolitan Guinness Harrison &amp; Crosfields Hong Kong &amp; Shanghai Banking Corporation ICI Littlewoods Organisation Lucas Industries Midland Bank Morgan Grenfell National Power National Westminster Bank Pearson P &amp; O The Post Office Prudential Corporation Rank Organisation Reuters RMC Group Rothmans International Sedgwick Group SG Warburg Group Smith &amp; Nephew SmithKline Beecham Standard Chartered Bank Sun Life Corporation Tate &amp; Lyle Tesco</p>
<p>カナダ Bell Canada Canadian Imperial Bank of Commerce Imasco Norcen Energy Resources Toronto Stock Exchange George Weston</p>	
<p>フランス ACL Audit Barbier Frinault Cabinet R Mazars Canal + Compagnie de Suez Deloitte Touche Tohmatsu FITECO KPMG Fiduciaire de France Moët Hennessy-Louis Vuitton Matra-Hachette Renault Salustro Reydel &amp; Associés Secafi Alpha Thomson</p>	
<p>イタリア Ferruzzi Finanziaria Gruppo ENI Gruppo IRI Gruppo II Sole 24 Ore</p>	
<p>日本 Japanese Institute of Certified Public Accountants (in addition to Board contribution)</p>	
<p>ルクセンブルク Minorco</p>	<p>アメリカ Aetna American Express American Standard AT &amp; T BellSouth Citicorp Du Pont Genetech General Electric Gillette IBM ITT Johnson &amp; Johnson Merck &amp; Co Motorola Rhône-Poulenc Rorer Rockwell International Texaco</p>
<p>オランダ AKZO Nobel DSM Hollandsche Beton Groep Rabobank Nederland Royal Dutch shell VIB Wolters Kluwer</p>	
<p>ニュージーランド Fletcher Challenge</p>	
<p>南アフリカ Anglo-Alpha Gencor Samancor</p>	

(出所) IASC, 1994, p. 10.

表3-(2) 1994年の各国の資金提供状況

ビッグ6	150,330
オーストラリア	13,748
カナダ	10,332
フランス	18,504
イタリア	10,131
日本	15,000
ルクセンブルク	2,200
オランダ	20,912
ニュージーランド	3,000
南アフリカ	3,500
スイス	4,000
イギリス	19,175
アメリカ	25,346
総計	<u>£ 296,178</u>

IAS (1994年 *annual review* から)  
 (出所) IASC, 1994, p. 11.

EUのなかでも、ドイツはIASの検討に対して消極的であることは、IASCへの資金提供状況および資金提供機関をみても明らかである。他の国の企業および監査法人がIASCへ資金提供しているにもかかわらず、ドイツの企業および機関は資金を提供していない [表3-(1),(2)参照] [IASC, 1994, pp. 11-12]。またIASCへの参加者は、経済監査士2人であるところ、従来は1人であった [Haller, 1992, S. 1305] といわれている。しかし、現在では経済監

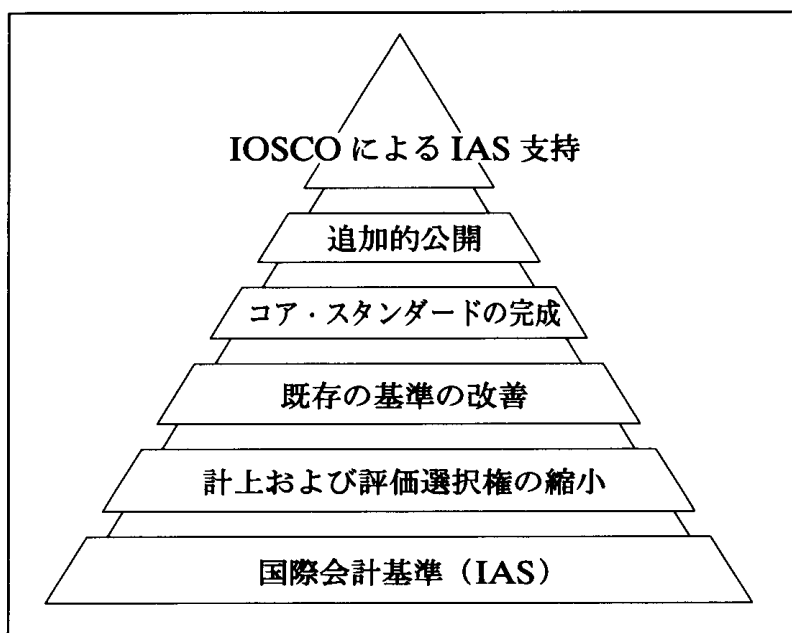
査士2人、さらに実務家2人の参加がみられ [表4参照] [IASC, 1994, p. 1], これは実務家の関心が深まっていることを示しているのかもしれない。ドイツではこれまでのIASへの対応に変化がみられ、IOSCOのIASCへの提案 (表5参照) のなかで、「公開」の要件を増やすこと、また「選択権」を削減することが要求されていることに関心が集まっている。政府規範設定サイドの代表者であるHerbert Bienerは、ドイツにおける中規模企業の公開の状況の悪さを指摘しているが、ドイツの会計処理が債権者保護を目的としており、保守主義の会計処理であることを擁護している。さらに、将来IASCとEU加盟国における協力関係によって、アングロ・アメリカ系の投資家向けの財務諸表を模範に国際的調和化が進められるのではないか [Biener, 1993, S. 180] という懸念の意向が示されている。

表4 IASC のテクニカルメンバー

<p><b>オーストラリア</b> MICHAEL SHARPE (Deputy Chairman) Coopers &amp; Lybrand, Sydney</p> <p>WARREN McGREGOR* Australian Accounting Research Foundation, Melbourne</p> <p><b>カナダ</b> PAUL CHERRY Coopers &amp; Lybrand, Toronto</p> <p>HANK HOWARTH Business Consultant, Burlington</p> <p>JOHN DENMAN* The Canadian Institute of Chartered Accountants, Toronto</p> <p><b>フランス</b> JEAN-LUC DUMONT Salustro Reydel, Paris</p> <p>BERNARD JAUDEAU Thomson S. A., Paris</p> <p>GILBERT GÉLARD* Ordre des Experts Comptables et des Comptables Agréés, Paris</p> <p><b>ドイツ</b> HEINZ KLEEKÄMPER Schitag Ernst &amp; Young, Munich</p> <p>BERND-JOACHIM MENN Bayer AG, Leverkusen</p> <p>PETER MARKS* Institut der Wirtschaftsprüfer, Düsseldorf</p> <p>ALBRECHT RUPPEL* Institut der Wirtschaftsprüfer, Düsseldorf</p> <p><b>インド</b> NARENDRA SARDA P. C. Hansotia &amp; Co., Bombay</p> <p><b>イタリア</b> GIANCARLO TOMASIN Studio Tomasin Commercialisti, Venice</p> <p>MARIO ZAPPALA Arthur Andersen &amp; Co., Milan</p> <p>FABRIZIO FERRENTINO* Consiglio Nazionale dei Dottori Commercialisti, Naples</p> <p><b>日本</b> EIICHI SHIRATORI (Chairman) Arthur Andersen Asahi &amp; Co., Tokyo</p> <p>YUKIO ONO Tohmatsu &amp; Co., Tokyo</p> <p>IKUO NISHIKAWA Century Audit Corporation, Tokyo</p> <p>ETSUO SAWA* The Japanese Institute of Certified Public Accountants, Tokyo</p> <p><b>ヨルダン</b> FOUAD ALAEDDIN Dajani Alaeddin &amp; Co., Amman</p> <p>MUNIR AL-BORNO Arthur Andersen Al Mohandis &amp; Co., Al-Khober, Saudi Arabia</p>	<p><b>オランダ</b> JOHAN VAN HELLEMAN Shell International, The Hague</p> <p>JAN KLAASSEN KPMG Klynveld, Amsterdam</p> <p>CEES DUBBELD* Nederlands Institute van Registeraccountants, Amsterdam</p> <p><b>北欧公認会計士連合</b> ERIK MAMELUND Arthur Andersen &amp; Co., Oslo</p> <p>SIGVARD HEURLIN Öhrlings Coopers &amp; Lybrand AB, Stockholm</p> <p>STIG ENEVOLDSEN Deloitte &amp; Touche, Copenhagen</p> <p><b>南アフリカ</b> DOUGLAS BROOKING Ivor Jones, Roy &amp; Co. Inc., Marshalltown</p> <p>IAN SOMERVILLE OK Bazaar, Johannesburg</p> <p>MONICA SINGER* The South African Institute of Chartered Accountants, Johannesburg</p> <p><b>イギリス</b> PETER STILLING Deloitte Touche Tohmatsu International, London</p> <p>CHRISTOPHER NOBES University of Reading, Reading</p> <p>HENRY GOLD* The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, London</p> <p><b>アメリカ</b> BARRY ROBBINS Price Waterhouse, San Francisco</p> <p>JOHN J. PERRELL III American Express Company, New York</p> <p>JOHN HUDSON* The American Institute of Certified Public Accountants, New York</p> <p><b>証券アナリスト</b> DAVID DAMANT Credit Suisse Asset Management Ltd., London</p> <p>PATRICIA McCONNELL Bear, Stearns &amp; Co. Inc., New York</p> <p>ROLF RUNDFELT KPMG Bohlins AB, Stockholm</p> <p>RAYMOND DE ANGELO Association for Investment Management and Research, Charlottesville</p>
--	---

(出所) IASC, 1994, p. 1.

表5 IOSCOのIAS支持の構造



(出所) Ballwieser, 1995, S. 219.

ところで、ドイツでなぜこの2つの提案に関心が集まるのであろうか。その理由を検討することにしたい。というのは、「選択権」の削減が、商法における「計上および評価選択権」の「選択権」を削減することを意味していること、また「公開」の拡充は、ドイツの財務諸表に現れない秘密積立金を初めとした保守主義に基づく会計処理についての批判として、補足的公開が要求されることが予想されるからである。そこで、次に、「選択権」の削減と「公開」の拡充に焦点を絞って、ドイツの会計制度を検討することにしたい。

注)

- 1) 1986年12月8日の銀行会計指令 (Bankbilanzrichtlinie 86/635/EWG), 1989年2月13日の銀行支店指令 (Bankzweigniederlassungsrichtlinie 89/117/EWG), 1989年12月21日の営業所指令 (Betriebsstättenrichtlinie 89/666/EWG), 1991年12月19日の保険会計指令 (Versicherungsbilanzrichtlinie 91/674/EWG), 1991年11月8日有限会社および株式会社指令 (GmbH & Co. KG-Richtlinie 90/605/EWG) 等の指令が発令された。



### Ⅲ. ドイツの会計制度と「選択権」の削減 および「公開」の拡充の検討

「選択権」の削減と「公開」の拡充という2つの提案は、ドイツにおける伝統的な会計慣行に大きな波紋をもたらす問題として考えられる。というのは、商法の会計規定が、伝統的に債権者保護を目的として、保守主義に基づく会計処理を容認していることを考えると、投資家指向の財務諸表との国際的調和化は容易ではないように思われるからである。そこで、まず商法の規定には、国際的調和化の障害となる会計規定がなぜ生じるのかについて検討することにした。

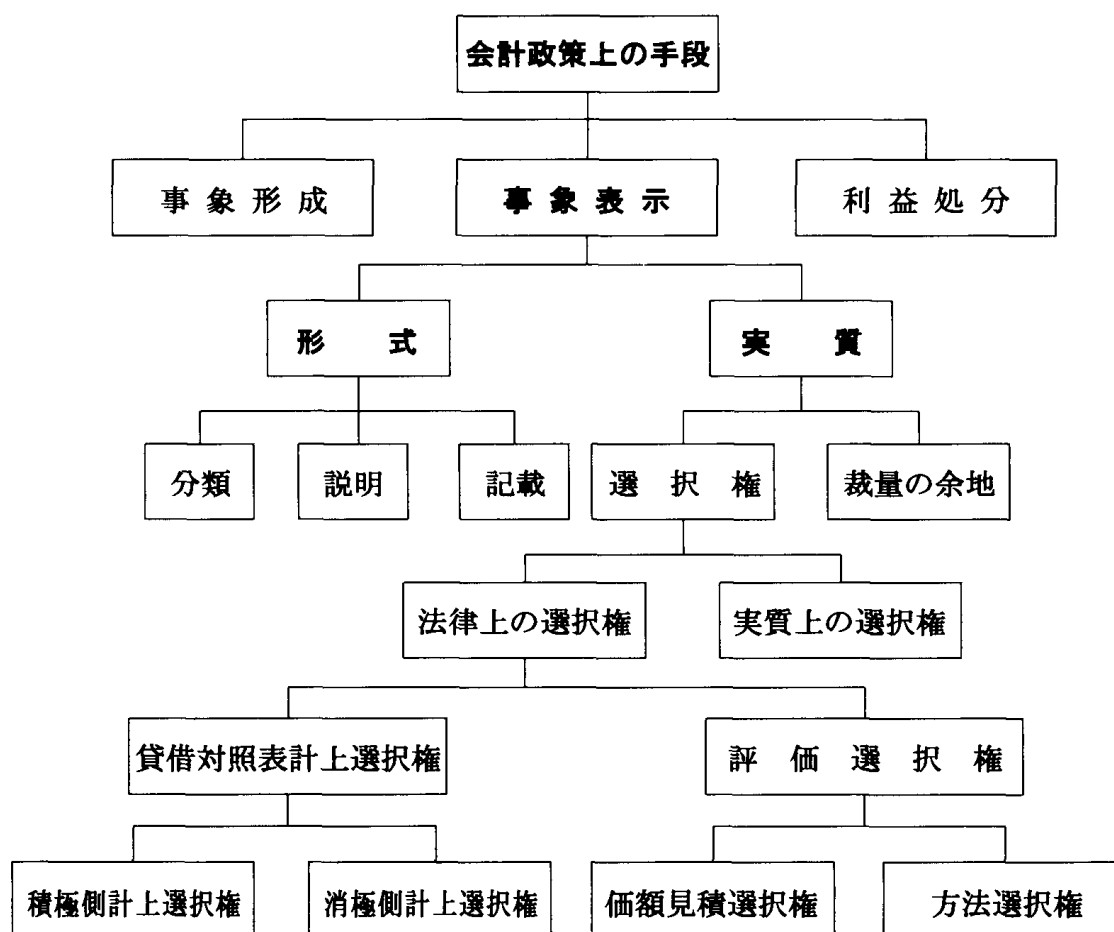
ドイツでは、従来はEU統合のもとでEU指令と国内法との調整が第一の課題であった。そのため、1971年のEU指令の草案の段階までは、ドイツの1965年株式法に基づき検討されている。しかし、1973年のイギリスおよびアイルランドのEU加盟後、1974年EU草案には、イギリスの会社法の一般条項“a true and fair view”「真実かつ公正な概観」が導入された。これは、当初“a true and fair view”のみの導入であったが、1978年には、この「真実かつ公正な概観」を最優先することになり [Beatge/Roß, 1995, S. 32, Alexander, 1993, p. 61], 最優先主義が導入された。

その結果、この一般条項を加盟国12カ国は、国内法化しなければならないことになり、ドイツも、この“a true and fair view”を商法第264条第2項の条文に“den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage”「財産、財務および収益状況についての真実かつ公正な概観」として導入している。しかし、この一般条項の最優先主義は条文に転換されず、もし、「真実かつ公正な概観」が遵守されない場合には、逸脱規定として、付属明細書(説明書)における補足説明が義務づけられた。結果的には、ドイツでは、年度決算書は、依然として「正規の簿記の諸原則」に基づき作成されることになり、EU指令の国内法化後も、伝統的なドイツの会計慣行は依然として存在したままとなった。イギリスのアングロ・サクソン系の「真実かつ公正な概観」が商法へ導入され、ドイツの年度決算書における公開は、

従来より拡張されたといわれている。しかし、まだ「正規の簿記の諸原則」が伝統的に引き継がれることによって、会計処理における裁量の余地は残されることになった。

さらに、「正規の簿記の諸原則」と個別規定を取り上げてみた場合には、個別規定が優先されている。しかし、この個別規定には「計上および評価選択権」（表6を参照）が与えられたことによって、会計処理に裁量の余地が残されることになった。そして、この「計上および評価選択権」が、ドイツではIOSCOがIASに削減を要請している「選択権」にあたと解釈されている。もし、この「選択権」が削減されるということになれば、会計政策の余地が狭められることになり、これまで実務では保守主義の会計処理に基づく会計政策として、企業が経営状況のよい時期に秘密積立金を設定し、経営状況の悪い時期

表6 会計政策上の手段



(出所) Küting/Weber, 1994, S. 20.

には、その秘密積立金を取り崩す会計慣行が一般に容認されている<sup>1)</sup>。しかし、このような会計慣行は、アングロ・サクソン系の「真実かつ公正な概観」に反し、また I A S を巡って、アングロ・アメリカ系の「公正な表示」(fair presentation) にも反することになる。

特に、個別規定のなかで会計政策の余地を与えるのは、計上「選択権」よりもむしろ評価「選択権」といわれ、保守主義に基づく評価によって秘密積立金の設定が行われる。この法的に認められた保守的な会計処理は、I O S C O の提案する補足的公開という点からも、「公正な表示」を主張する投資家向けの年度決算書には不透明であるとして批判の対象となっている。

そこで、次に、企業の I A S への対応について検討することにしたい。

注)

- 1) 企業の秘密積立金は、経営状況の良好の企業が設定する積立金であり、経営状況の悪い企業は、秘密積立金の設定および取り崩しはできない。むしろアメリカのように経営状況が悪くても良好の利益表示をする方がより危険であり、アメリカの秘密負債の累積はもっと危険である [Baetge/Roß, 1995, S. 38-39, S. 43]。

#### IV. 実務における企業の動き

ドイツにおける会計政策は、商法の規定に基づいて容認された会計処理であり、商法の会計規定にみられる「計上および評価選択権」には、会計政策の余地が認められている。そのため、I O S C O の I A S C に対する提案にある「選択権」の削減は、企業にとっても重要な問題になっていると思われる。

例えば、1994年に I A S を適用したバイエル社の取締役 Manfred Schneider は、I A S を年度決算書に適用したことについて、I A S は、SEC (アメリカ証券監督局) との妥協のためには適当な基準であった [Bayer, 1994, S. 1] と述べている。バイエル社は、将来、ニューヨーク証券取引所への上場を目指していることから、年度決算書に I A S を適用した [Bayer, 1994, S. 1] と述べている。また Manfred Schneider は、I A S を適用したことについて、国際的

な比較可能性を改善し、バイエル社株の関心を世界的に広げるためだ [Bayer, 1994, S. 1] と述べている。その際に、年度決算書の作成にあたり、バイエル社は I A S をドイツの会計規定の「選択権」の範囲内で適用する [Bayer, 1994, S. 1] であろうと述べている。

一方、ニューヨーク証券取引所への上場が予想されるドイツ・テレコム社は、貸借対照表の作成に際して、U S - G A A P あるいは I A S を適用する場合には、商法の「選択権」を適用して作成することに努める [Handelsblatt, 1995. 6.9] という姿勢を示している。しかし、商法の「選択権」を適用することで問題となった場合には、計画されたニューヨーク証券取引所への上場のためには、アメリカの会計要件を優先するであろう [Handelsblatt, 1995.6.9] と述べている。このことから、企業はニューヨーク証券取引所への上場を主目的としていると思われる。ドイツ企業はニューヨーク証券市場への上場を目指し、ナスダックへ登録する企業は増加する傾向にあり、1993年の段階では、ニューヨーク証券取引所への上場は、ダイムラー・ベンツ社の1社で、ナスダックの登録は13社であった。さらに、1994年には、21社となっている (表7参照) [Deutschen Börsen, 1994, S. 132]。

表7 ドイツ株の外国証券取引所への上場

	アムステルダム	アントワープ	バルセロナ	バーゼル	ブリュッセル	ジュネーブ	ロンドン	ルクセンブルク	マドリッド	ミラノ	ナスタック <sup>4)</sup>	証券取引所 <sup>4)</sup>	パリス	シンガポール	ストックホルム	東京	ウィーン	チューリッヒ
AEG AG				■							■		■					■
Allianz AG Holding				■		■	■											■
ASKO Deutsche Kaufhaus AG				■		■											■	■
Stammaktien				■		■											■	■
Vorzugsaktien				■		■											■	■
BASF AG	■	■		■	■	■	■		■		■ <sup>1)</sup>		■			■	■	■
Bayer AG	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■ <sup>2)</sup>		■		■	■	■	■
Bayerische Hypoth.- und Wechsel-Bank AG				■		■					■ <sup>2)</sup>						■	■
Bayerische Motorenwerke AG				■		■							■				■	■
Bayerische Vereinsbank AG				■		■					■		■				■	■
Berliner Handels- und Frankfurter Bank				■		■					■						■	■
Berliner Kraft- und Licht (Bewag)-AG	■																■	■
Commerzbank AG	■	■	■	■	■	■	■ <sup>1)</sup>	■	■	■	■ <sup>1)</sup>		■			■	■	■
Computer 2000 AG																	■	■
Continental AG				■		■					■						■	■
Daimler Benz AG				■		■	■				■ <sup>2)</sup>	■ <sup>2)</sup>	■	■		■	■	■
Degussa AG				■		■											■	■
Deutsche Babcock AG				■		■											■	■
Deutsche Bank AG	■	■		■	■	■	■	■			■		■			■	■	■
Dresdner Bank AG	■	■		■	■	■		■			■ <sup>2)</sup>		■			■	■	■
Henkel KGaA				■		■											■	■
Hoechst AG	■	■		■		■	■ <sup>2)</sup>	■			■ <sup>3)</sup>		■			■	■	■
IWKA AG				■		■											■	■
Kaufhof AG Stammaktien				■		■					■						■	■
Kaufhof AG Vorzugsaktien				■		■					■						■	■
Klöckner-Humboldt-Deutz AG		■			■								■				■	■
Kraftübertragungswerke Rheinfelden AG				■		■					■						■	■
Friendr. Krupp AG Hoesch-Krupp				■		■					■						■	■
Linde AG				■		■											■	■
Lufthansa Stammaktien											■						■	■
MAN AG				■		■					■		■				■	■
Mannesmann AG				■		■					■		■				■	■
Rheinisch-Westf. Elektrizitätswerk AG				■		■					■						■	■
Stammaktien	■			■		■					■						■	■
Vorzugsaktien				■		■											■	■
SAP AG						■											■	■
Schering AG				■		■	■										■	■
Siemens AG	■			■	■	■	■				■ <sup>1)</sup>		■				■	■
Stratega-Ost-Beteiligungs AG																	■	■
Thyssen AG vorm. August Thyssen-Hütte				■		■	■ <sup>1)</sup>				■ <sup>1)</sup>		■				■	■
VEBA AG	■			■		■											■	■
Vereinigte Elektrizitätswerke Westfalen AG				■		■											■	■
VIAG				■		■											■	■
Volkswagen AG																	■	■
Stammaktien	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■ <sup>1)</sup>		■			■	■	■
Vorzugsaktien	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■ <sup>1)</sup>		■				■	■
Wella AG																	■	■
Stammaktien																	■	■
Vorzugsaktien				■		■											■	■

注) 1) 5月1日許可 2) 1月10日許可 3) 1月2日許可 4) 米国預託証券

(出所) Deutschen Börsen AG., 1994, S. 132 in: Wertpapier-Mitteilungen.

そこで、次に、会計基準の国際的調和化を巡って、今後調和化の障害となるであろう会計政策について「選択権」と「公開」に焦点を絞って検討することにした。

## V. 企業の会計政策

1995年に公表された売上高上位100社（表8）の内の50社の企業を対象に、K. Kütingの会計政策リスト（9-(1),(2)参照）に従って検討することにした。ここで売上高上位の企業を取り上げた理由は、これらの企業には将来ニューヨーク証券取引所への上場を目指している企業、またはナスダックに登録している企業が含まれていることにある。これらの企業がどのような会計政策を行っているのか、また将来投資家保護指向のアングロ・サクソン/アメリカ系の会計基準にどのように対応していくかという意味において、また実務における国際的調和化の障害として会計政策の検討が余儀なくされるであろうと考えられる。

そして、調査の結果、特に保守的な会計処理として、顕著にみられる特徴を2つ挙げることができる。

1つには、企業の支払能力が貸借対照表から判断することができるようになってきている。流動資産の有価証券および支払手段は、貸借対照表総額に対して高い比率を有する企業（表10を参照）が多いことが挙げられる。これはドイツの年度決算書が本来債権者保護を目的としていることによるものと考えられる。しかし、一方では、市場価値の下落を考慮して、流動資産の有価証券評価損が損益計算書へ計上されていることが明らかになる。さらに、2つには、動産（有形固定資産）の減価償却が、保守主義の会計政策の1つとして行われていることが挙げられる。企業は、原則上、税法で容認された耐用年数に基づく定率法の減価償却を行っているが、定額法の減価償却が定率法の減価償却を超える場合に限り、定率法の減価償却方法から定額法の減価償却方法への変更を行うことが認められている<sup>1)</sup>（表11を参照）。この変更は、継続的に定率法の減価償却だけ、また定額法の減価償却だけを適用していくよりも、定額法の減価償却額が定率法の減価償却額を超えた時点で、定率法から定額法への減価償却方法へ変更した方が、より保守的な会計処理となり、また設備の修繕および取替を経済的にする（表12-(1)を参照）といわれている。この加速償却を容認している企業は少なくない（表12-(2)を参照）。

表 8

順位	会社	社名	業種	売上高 (100万DM)		増減%	外国資本%	利益損失 (100万DM)		増減%	出資額 (100万DM)	従業員
				1994	1993			1994	1993			
1	Daimler-Benz (Stuttgart)	自動車・航空・宇宙開発	自動車・航空・宇宙開発	104100	97737	7	63	895	615	46	8109	330600
2	Siemens (Berlin/München) (30.9.)	エレクトロ	エレクトロ	84598	81648	4	58	1993	1982	1	5721	382000
3	Volkswagen (Wolfsburg)	自動車	自動車	80041	76586	5	59	150	-1940		11432	244000
4	Veba (Düsseldorf)	エネルギー・商業	エネルギー・商業	64993	61293	6		1529	1013	51	9328	126900
5	Deutsche Telekom (Bonn)	テレコム通信	テレコム通信	61200	58988	4		1288	-2874		22800	225400
6	Metro-Gruppe Deutschl. (Düsseldorf) <sup>1)</sup>	商業	商業	60563	56046	8	68	1363	756	80	3490	169800
7	Hoechst (Frankfurt)	化学	化学	49637	46047	8	49	1114	1048	6	866	196700
8	Tengelmann (Wett) (Mülheim/Ruhr) (30.6.)	商業	商業	48999	48770	+		1284	857	50	6927	118000
9	RWE (Essen) (30.6.)	公益事業・建設	公益事業・建設	46060	45111	0	73				3274	105800
10	BASF (Ludwigshafen)	化学	化学	43674	40568	8						
11	Bayer (Leverkusen)	化学	化学	43420	41007	6	82	2012	1372	47	6281	146700
12	BMW (München) <sup>2)</sup>	自動車	自動車	42100	29016	45		697	516	35	5170	109000
13	Rewe-Gruppe (Köln) <sup>3,4)</sup>	商業	商業	41600	40450	3						
14	Markant (Offenburg) <sup>3)</sup>	交通	交通	39400	35000	13						
15	Deutsche Bahn (Berlin) <sup>5)</sup>	設備・鉄鋼	設備・鉄鋼	35185	33502	4	47	181	-994		13500	331000
16	Thyssen (Duisburg) (30.9.)	エレクトロ	エレクトロ	34949	32469	6		90	426		2045	131900
17	Bosch (Stuttgart)	商業	商業	34400	27000	14						153600
18	Aldi (Mülheim/Ruhr) <sup>3)</sup>	投資財	投資財	30650	27963	9	56	340	-513		3047	124900
19	Mannesmann (Düsseldorf)	エネルギー・材料	エネルギー・材料	30397	27963	9	48	1120	302	271	7672	84600
20	Viag (München)	郵便サービス	郵便サービス	28957	23734	22						
21	Deutsche Post (Bonn)	商業	商業	28600	27800	3			200			340000
22	Edeka (Hamburg) <sup>3,4)</sup>	自動車	自動車	27540	26580	4						45800
23	Adam Opel (Rüsselsheim)	自動車	自動車	25620	22400	14		307	503		1260	107400
24	Ruhrkohle (Essen)	商業	商業	25500	23408	9		128	49	161	1097	48000
25	Otto Versand (Hamburg) (28.2.95)	商業	商業	24400	23800	3	49	42	227	-81	1016	108300
26	Karstadt (Essen)	商業	商業	24182	18714	29	66	676	-132		1096	44000
27	Ford-Werke (Köln)	自動車	自動車	23398	21189	10	46	245	193	27	1312	66800
28	Preussag (Berlin/Hannover) (30.9.) <sup>3,4)</sup>	鉄鋼	鉄鋼	23210	23290	-0						40000
29	Deutsche Spar-Gruppe (Schenefeld) <sup>3,4)</sup>	商業	商業	21100	21100	±0						26300
30	Metalgesellschaft (Frankfurt) (30.9.)	原材料・設備・化学	原材料・設備・化学	20493	26094	-21	71	-2627	-1969		742	
31	Krupp-Hoesch (Essen)	構材	構材	20386	20504	-1		40	589		670	66100
32	Haniel (Duisburg-Ruhrort) <sup>6)</sup>	航空運輸	航空運輸	19720	24417	-19		242	193	25	738	24700
33	Luftansa (Köln)	航空	航空	18836	17731	6		302	92		2086	57800
34	Bertelsmann (Gütersloh) (30.6.)	機械	機械	18414	17170	7	64	759	662	15	2200	51800
35	MAN (München) (30.6.)	建築	建築	18144	18972	-4	62	160	230	-30	749	58500
36	Walter Holding (Augsburg)	商業	商業	15740	14700	7						
37	Lidi & Schwarz (Neckarsulm) (28.2.95) <sup>3)</sup>	商業	商業	15000	13555	11						
38	Schickedanz-Gruppe (Fürth) (31.1.95) <sup>7)</sup>	商業	商業	14600	15100	-3	72	464	385	21	1007	40600
39	Henkel (Düsseldorf)	化学	化学	14069	13867	-1	73	174	121	44	462	27200
40	Degussa (Frankfurt) (30.9.)	化学	化学	13816	14901	-7						

順位	会社	業種	売上高 (100万DM)		増減%	外国資本%	利益/損失 (100万DM)		増減%	出資額 (100万DM)	従業員
			1994	1993			1994	1993			
1994/1993											
41	Ruhrgas (Essen)	エネルギー	13795	14349	- 4		609	612	0	1334	11100
42	Philipp Holzmann (Frankfurt)	建設	13090	12465	5	31	120	106	13	486	44900
43	IBM Deutschland (Stuttgart)	エレクトロ	12900	12591	2	28	900	582		678	22600
44	Deutsche Shell (Hamburg)	石油	10600	11548	- 8		531	229	132		2900
45	Agiv (Frankfurt)	エネルギー・建設・設備	10200	10033	- 2		139	133	5		41100
46	Esso (Hamburg)	石油	10040	11123	- 10		399	223	79	199	2400
47	Asea Brown Boveri (Mannheim)	エレクトロ	9941	9523	4	36	181	218	- 17	566	35900
48	Continental (Hannover)	車輪・ゴム製品	9877	9369	5	68	71	65	9	515	48600
49	Deutsche Unilever (Hamburg)	食料品	9381	9328	1		301	343	- 12	416	24100
50	ARD (Frankfurt) <sup>8)</sup>	医療	9300	9287	+		434				23200
51	Alfred C. Toepfer I. (Hamburg) (30.11.)	商業	9000	9073	- 1				8	1440	900
52	VEW (Dortmund)	公益事業	8952	7595	- 18		209	194		251	14100
53	Philips GmbH (Hamburg)	エレクトロ	8200	8600	- 5	41	0	399		332	21100
54	Deutsche Babcock (Oberhausen) (30.9.)	設備	8166	8203	- 0		68	20	240	728	36200
55	Linde (Wiesbaden)	機械	7968	7172	11	59	246	178	38	688	29600
56	Bifinger + Berger (Mannheim)	建設業	7639	6728	14	42	116	105	10	263	43400
57	Hewlett-Packard (Boblingen) (31.10.)	エレクトロ	7519	6652	13	57	75	70	8	59	6300
58	Kaufring (Düsseldorf) <sup>4)</sup>	購買組合	7473	7592	- 2		10	15	- 33	213	2800
59	AVA (Bielefeld)	商業	7470	6770	- 10			92			25300
60	Coca-Cola (Essen) <sup>9)</sup>	飲料	7200	6700	7						
61	C. & A. Mode (Düsseldorf) <sup>8)</sup>	商業	7100	7292	3			214			15800
62	Deutsche Nestlé-Gruppe (Frankfurt)	食料品	6913	6937	- 0			151			
63	Bosch-Siemens Hausgeräte (München)	家具	6900	6658	4			100			
64	Deutsche BP (Hamburg)	石油	6900	7600	- 9		100	2	4445	120	2500
65	BayWa (München)	商業	6588	6152	7		15	10	44	140	12000
66	TUI (Hannover) (31.10.)	旅行業	6545	5849	12		111	52	115	482	2000
67	ZF Friedrichshafen (Friedrichshafen)	航空部品	6400	5446	18		160	66	144		31400
68	Alkauf (Mönchengladbach) <sup>3)</sup>	商業	6330	6130	3			151			
69	Südzucker (Mannheim) (28.2.95.)	砂糖	6300	5235	20			159			
70	Heidelberger Zement (Heidelberg) <sup>10)</sup>	建設材	6261	3148	99		362	159	128	1138	24200
71	Boehringer Ingelheim (Ingelheim)	薬品	6241	5700	9		249	85	193	349	23600
72	Veag (Berlin)	公益事業	6200	6521	- 5		130			171	12000
73	Strabag (Köln)	建設	6084	5031	21		56	56			23400
74	Tchibo (Hamburg) <sup>8)</sup>	食品・飲食	6000	5230	15		126	224	200	386	14000
75	Procter & Gamble (Schwalbach) (30.6.)	洗剤	5957	5523	8	51	57	42			9700
76	Bremer Vulkan (Bremen)	造船	5932	6132	- 3		27	191	494	255	25400
77	Heim (Hamburg)	化学・薬品	5810	4069	43		170	5	16	255	1400
78	Mobil Oil (Hamburg)	石油	5684	5823	- 2		23	147		301	1800
79	Röchling-Gruppe (Mannheim)	テレコム・薬品	5664	5859	- 3	38	318	23	84	405	25900
80	E. Merck (Darmstadt)	化学・薬品	5660	5309	7	75		173			26000



順位	会社		社名	業種	売上高 (100万DM)		増減%	外国資本%	利益損失 (100万DM)		増減%	出資額 (100万DM)	従業員
	1994	1993			1994	1993			1994	1993			
81	Boehringer Mannheim (Waldhof) <sup>11)</sup>		薬品		5540	5150	8		340	170	100	20200	
82	Heraeus (Hanau) <sup>12)</sup>		金属		5490	4920	12	61	72	43	67	111	9400
83	Alcatel SEL (Stuttgart)		エレクトロ		5353	5627	-5	28	547	107		271	18100
84	Beiersdorf (Hamburg)		化学		5153	4763	8	64	208	179	16	307	16900
85	Zeiss-Stiftung (Heidenheim) (30.9.)		ガラス・レンズ		5033	4744	6	69	26	17	55	337	32100
86	Schlecker (Ehingen)		商業		5015	4520	11		132	60	122	257	24500
87	Freudenberg (Weinheim)		合成物資加工		4908	4653	5	64	106	193	-45	463	11400
88	Readymix (Ratingen)		建設材		4886	4278	14						2300
89	Dohle (St. Augustin)		商業		4860	4678	4						10300
90	Benckiser (Ludwigshafen)		洗剤・化粧品		4842	4765	2			33			
91	Oetker-Gruppe (Bielefeld) <sup>8)</sup>		食品・飲料		4780	4757	+3		285	256	11	784	18600
92	Schering (Berlin/Bergkamen)		薬品・化学		4692	5363	-13	85	67	30	122	402	19400
93	ITT-Beteiligungen (Frankfurt)		工業持株		4604	4261	8	44		89			17100
94	Saarbergwerke (Saarbrücken)		鉱業		4600	4494	2		31	240		150	12200
95	PWA (München)		鋁錠		4445	3857	15	55					370
96	Nordwest Handel (Hagen)		購買団体		4440	4030	10					150	7400
97	FPB (vorm. Feldmühle Nobel) (Düsseldorf)		製紙		4330	4128	5		134	115	17	1100	10800
98	Bewag (Berlin) (30.6.)		公益事業		4284	4217	2		63	40	57	492	8300
99	Hapag-Lloyd (Hamburg/Bremen)		海運・旅行業		4168	3909	7		5	196			19800
100	Klöckner-Werke (Duisburg) (30.9.)		機械製造		4136	6102	-32						

注) 付加価値税および石油ないしはばこ税なしの売上高、建設会社の場合には、建設サービス、ドイツ鉄道の場合の総サービス \* ) 年度利益/年度欠損、1) Asko, Kaufhof, Horten とともに、2) Rover の資本結合後の売上高の上昇、3) 売上高を評価、4) 連結企業の売上高、5) 組織変更後のため、前年度との比較はできない、6) アメリカの Scrivner の売却とフランスの OCP の買収による販売延期、7) 材料を含む、8) 1994年に評価される、9) 大口の売上高、10) CBR の新募集の最初の企画後の売上高の上昇、11) 1993/941, 60マルクの相場での換算で修正する。

二重下線は、ニューヨーク証券取引市場への上場会社であり、下線は、現在ナスダックに登録している会社である。  
(出所) Handelsblatt, 1995, 6. 27

表9-(1) 会計政策および評価政策についてのチェック一覧表

現象形態／保守的な会計政策の指標	評 価	
	一般的影響	当該年度への影響
1. 積極側繰延税の記載	+	
2. 積極側繰延税の金額の引き上げ		++
3. 費用性引当金の記載	+	
4. 消極側費用性引当金の引き上げ		++
5. グループ評価の適用（同時に、商法第284条第2項第4号に従った記載を付属明細書で行う場合に）。	+	
6. 仮説的消費 特に後入先出法の適用（同時に、商法第284条第2項第4号に従った記載を付属明細書で行う場合に）。	+	
7. 固定的評価の適用	+	
8. 税法上の理由から増価を行わない。	+	
9. 共通原価の製造原価への不算入 (a) 税法上の最低原価での見積 (b) 個別原価での見積	+ +++	
10. 流動資産の将来価値に近づけた減価	++	
11. 年金引当金についての6%以下の利子の選択	+++	
12. 以下の税法上の特別減価償却を用いる (a) 年度減価償却の15%を超える (b) 年度減価償却の30%を超える	+ ++	
13. 設定についての具体的な説明のない20%以上のいわゆる引当金の増価	++	
14. 流動資産の有価証券ならびに支払手段が、 (a) 貸借対照表総額の5% (b) 貸借対照表総額の10% (c) 貸借対照表総額の15%	+ ++ +++	
15. その他の指標	+ ++ +++	

(出所) K. Küting, 1994, S. 405.

表9-(2)

賃借対照表計上および評価政策 I ——利益過大表示の会計政策の変化の分析——		
現象形態/利益過大表示の会計政策の指標	評 価	
	一般的影響	当該年度への影響
1. 積極側計上の営業開始および拡張費の記載	—	
2. 積極側計上の営業開始および拡張費の金額の引き上げ		— —
3. 4年以内に営業開始費の償却を行わない	—	
4. 商法第255条第4項に従った営業権および暖簾の積極側記載	—	
5. 商法第255条第4項に従った営業権および暖簾の積極側記載額の引き上げ		— —
6. 営業権および暖簾の計画的償却 (耐用年数15年以上)	—	
7. 年金引当金の不足額を消極側へ計上しない	— — —	
8. 製造原価ないしは税法上の上限価値の決定に際しての共通原価の算入	—	
9. 製造原価への他人資本利子算入	—	
10. 少額の経済財を即時償却をしない	— —	
11. 年度結果への実際的に影響を及ぼす評価の変更を行う		— / — — —
12. 特別に長期の耐用年数を決定する (前年度に比べ)		—
13. 増価を行う (貸借の場合の例外ならびに税法上の経営監査を契機にして)		—
14. その他の引当金の実質的な減少 (年度利益の10%以上に限り)		—
15. 前年度と比較して土地ならびに金融資産の下落(30%以上)を特別に考慮した固定資産からの収益の実質的引き上げ		—
16. セールスアンドリースバックを行う		— — —
17. 前年度に比べ (30%以上に限り・年度利益の10%) その他の営業費の実質的減少 (特別準備金における設定の他に)		—
18. 前年度と比較して特別収益の実質的引き上げ (30%以上に限り・年度利益の5%)		—
19. 完成の按分方法を適用	— —	
20. 動産の固定資産についての定額法の減価償却方法の適用	— —	
21. 資本結合から生じる営業権および暖簾の公的準備金との相殺	—	
22. 資本結合から生じる15年以上の耐用年数にわたる営業権および暖簾の計画的償却	—	
23. (a)最近5年以内に上昇した自己資本 (b)翌年度の自己資本の25%の上昇 についてその他の債務および責任関係の総額	— —	
24. 他の経営者についての調整勘定が、その他の自己資本の (a)10% (b)25%	— — —	
25. その他の指標	— — — — — —	

(出所) K. Küting, 1994, S. 403-404.

表10 会計政策および評価政策についてのチェック一覧表 1988～1989年度決算書

現象形態／保守的な会計政策の指標	業種	会社名	自動車・航空、宇宙開発	エレクトロ	自動車	エネルギー・商業	化学	公益事業・建設
			自動車・航空、宇宙開発	エレクトロ	自動車	エネルギー・商業	化学	公益事業・建設
1. 積極側繰延税の記載		ダイムラー・ベンツ(ストットガルト) Daimler-Benz (Stuttgart)	○	○	○			○
2. 積極側繰延税の金額の引き上げ								
3. 費用引当金の記載			○		○	○		
4. 消極側費用性引当金の引き上げ					○			
5. グループ評価の適用(同時に、商法第284条第2項第4号に従った記載を付属明細書で行う場合に)。								
6. 仮説的消費 特に後入先出法の適用(同時に、商法第284条第2項第4号に従った記載を付属明細書で行う場合に)。				○				
7. 固定的評価の適用								
8. 税法上の理由から増価を行わない。				○				
9. 共通原価の製造原価への不算入 (a)税法上の最低原価での見積 (b)個別原価での見積								
10. 流動資産の将来価値に近づけた減価					○	○	○	
11. 年金引当金についての6%以下の利子の選択			○					
12. 以下の範囲内での税法上の特別減価償却を用いる (a)年度減価償却の15%を超える (b)年度減価償却の30%を超える								
13. 設定について具体的に説明のない20%以上のいわゆる引当金の増価								
14. 流動資産の有価証券ならびに支払手段が、以下の比率以上になる (a)貸借対照表総額の5% (b)貸借対照表総額の10% (c)貸借対照表総額の15%			○	○	○	○	○	○
15. その他の指標								

(出所) Handbuch der deutschen Aktiengesellschaft, 90/91より作成している。○は該当する。



業種		会社名	
機械・設備		マン(ミュンヘン) Man (München)	
化学		ヘンケル(デュセルドルフ) Henkel (Düsseldorf)	
化学		デグッサ(フランクフルト) Degussa (Frankfurt)	
エネルギー		ルールガス(エッセン) Ruhr gas (Essen)	
石油		ドイツ・シェル(ハンブルク) Deutsche Shell (Hamburg)	
エネルギー・建設・設備		アギフ(フランクフルト) Agiv (Frankfurt)	
石油		エッソ(ハンブルク) Esso (Hamburg)	
エレクトロ		アセア・ブラウン・ボヴェリ(マンハイム) Asea Brown Boveri (Mannheim)	
ゴム製品		コンチネンタル(ハノーバー) Continental (Hanover)	
設備		ドイツ・バブコック(オッバー・ハウゼン) Deutsche Babcock (Oberhausen)	
機械		リンデ(ヴィースバーデン) Linde (Wiesbaden)	
商業・建設		ビルフィンガー+ヴェルガー(マンハイム) Billfinger + Berger (Mannheim)	
エレクトロ		ヘウレット・パッカート(ヴェープリングゲン) Hewlett-Packard (Böblingen)	
石油		ドイツ・B P (ハンブルク) Deutsche BP (Hamburg)	
商業		バイエル(ミュンヘン) BayWa (München)	



表11 会計政策および評価政策についてのチェック一覧表 1988～1989年度決算書

現象形態/利益過大表示の会計政策の指標	業種	自動車・航空、宇宙開発	エレクトロ	自動車	エネルギー・商業	化学	公益事業・建設
	会社名	ダイムラー・ベンツ(ストウツガルト) Daimler-Benz (Stuttgart)	シーメンス(ベルリン/ミュンヘン) Siemens (Berlin/München)	フォルクスワーゲン(ヴォルフスブルク) Volkswagen (Wolfsburg)	フェバ(デュッセルドルフ) Veba (Düsseldorf)	ヘキスト(フランクフルト) Hoechst (Frankfurt)	RWE(エッセン) RWE (Essen)
1. 積極側計上の営業開始および拡張費の記載							
2. 積極側計上の営業開始および拡張費の金額の引き上げ							
3. 4年以内に営業開始費の償却を行わない							
4. 商法第255条第4項に従った営業権および暖簾の積極側記載	○			○		○	
5. 商法第255条第4項に従った営業権および暖簾の積極側記載額の引き上げ				○			
6. 営業権および暖簾の計画的償却(耐用年数15年以上)							
7. 年金引当金の不足額を消極側へ計上しない					○		
8. 製造原価ないしは税法上の上限評価の決定に際しての共通原価の算入	○	○	○	○		○	○
9. 製造原価への他人資本利子算入							
10. 少額の経済財を即時償却をしない							
11. 年度結果への実際的に影響を及ぼす評価の変更を行う(利益過大表示のため)	○						
12. 特別に長期の耐用年数を決定する(前年度に比べ)							
13. 増価を行う(貸借の場合に例外ならびに税法上の経営監査を契機にして)							
14. その他の引当金の実質的な減少(年度利益の10%以上に限り)	○						
15. 前年度と比較して土地ならびに金融資産の下落(30%以上)を特別に考慮した固定資産からの収益の実質的引き上げ							
16. セールスアンドリースバックを行う							
17. 前年度に比べ(30%以上に限り・年度利益の10%)その他の営業費の実質的減少(特別準備金における設定の他に)	○				○		
18. 前年度と比較して特別収益の実質的引き上げ(30%以上に限り・年度利益5%)							
19. 完成の按分方法を適用							
20. 動産(固定資産)についての定額法の減価償却方法の適用					○		
21. 資本結合から生じる営業権および暖簾の公的準備金との相殺	○	○	○	○		○	○
22. 資本結合から生じる15年以上の耐用年数にわたる営業権および暖簾の計画的償却							
23. (a)最近5年以内に上昇した自己資本 (b)翌年度の自己資本の25%の上昇 についてその他の債務および責任関係の総額							
24. 他の経営者についての調整勘定が、その他の自己資本の (a)10% (b)25%							
25. その他の指標 減価償却の定率法から定額法への変更の容認	○	○	○	○	○	○	○

(注) Handbuch der deutschen Aktiengesellschaften, 90/91より作成した。25. その他の指標には、20. の適用との関連において、減価償却方法の変更が容認されているか(○)あるいは、容認されていない(×)、不明(?)を示している。25. は保守的な会計政策である。





業種	会社名
機械・設備	マン(ミュンヘン) Man (München)
化学	ヘンケル(デュッセルドルフ) Henkel (Düsseldorf)
化学	デグッサ(フランクフルト) Degussa (Frankfurt)
エネルギー	ルールガス(エッセン) Ruhrgas (Essen)
石油	ドイツ・シェル(ハンブルク) Deutsche Shell (Hamburg)
エネルギー・建設・設備	アギフ(フランクフルト) Agiv (Frankfurt)
石油	エッソ(ハンブルク) Esso (Hamburg)
エレクトロ	アセア・ブラウン・ボヴェリ(マンハイム) Asea Brown Boveri (Mannheim)
ゴム製品	コンティネタル(ハノーバー) Continental (Hanover)
設備	ドイツ・バブコック(オッパハークゼン) Deutsche Babcock (Oberhausen)
機械	リンデ(ヴイスマーデン) Linde (Wiesbaden)
商業・建設	ビルフィンガー+ヴェルガー(マンハイム) Bilfinger + Berger (Mannheim)
エレクトロ	フエクレット・パッカート(ブエグリンガー) Hewlett-Packard (Böblingen)
石油	ドイツ・B.P.(ハンブルク) Deutsche BP (Hamburg)
商業	バイバ(ミュンヘン) BayWa (München)



表12-1) 減価償却の結果比較

期間	定率法 減価償却	定額法 減価償却	結果差額		定率法 定額法	修繕費	定額法 総負担	定率法 定額法 総負担
1	30,0%	9,72%		+20,28%	30,0%	—	10,0%	30,0%
2	21,0%	9,72%		+11,28%	21,0%	—	10,0%	21,0%
3	14,7%	9,72%		+ 4,98%	14,7%		10,0%	14,7%
4	10,2%	9,72%		+ 0,48%	10,2%	—	10,0%	10,2%
5	7,2%	9,72%	- 2,52%		7,2%	—	10,0%	7,2%
6	5,0%	9,72%	- 4,72%		5,0%	2,0%	12,0%	7,0%
7	3,5%	9,72%	- 6,22%		3,5%	3,5%	13,5%	7,0%
8	2,5%	9,72%	- 7,22%		2,8%	4,0%	14,0%	6,8%
9	1,8%	9,72%	- 7,92%		2,8%	4,5%	14,5%	7,3%
10	1,3%	9,72%	- 8,42%		2,8%	—	10,0%	2,8%
合計	97,2%	97,2%	-37,02%	+37,02%	100%	14,0%	114,0%	114,0%
残存 価値	2,8%	2,8%	—					

(出所) Nahlik, 1993, S. 233.

表12-2) 50社を対象とした調査

1988年から1989年までの年度決算書	1991年から1992年までの年度決算書
減価償却方法の定率法から定額法への変更を容認している企業数 26社	減価償却方法の定率法から定額法への変更を容認している企業数 28社
付属明細書での説明がなされていない(簡略な年度決算書のため)不明 16社	付属明細書での説明がなされていない(簡略な年度決算書のため)不明 10社
付属明細書で減価償却方法の変更を容認する説明がない 8社	付属明細書で減価償却方法の変更を容認する説明がない 12社

なかでも、実務で評価の継続性が守られていない例として、ダイムラー・ベンツ社の例を挙げるができる。ダイムラー・ベンツ社の1993年の決算数値は、アメリカとドイツの会計基準・規定の相違および経営上の問題等さまざまな領域から、国際的に話題となったが、ダイムラー・ベンツ社が1989年に財務諸表の国際的比較を目的に評価変更を行っていることも無視できない事実と考える。この評価変更から、ダイムラー・ベンツ社は「1988年の年度決算書と

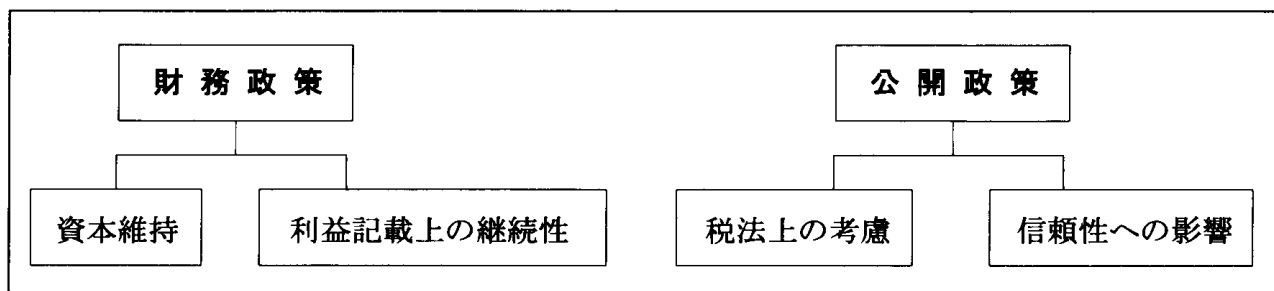
1989年の年度決算書の比較は不可能である」[Handbuch, 1990/91, S. 1372] と説明している。

すなわち「これまで、ダイムラー・ベンツ社は保守的な会計評価方法で経営してきたが、新たな組織によるダイムラー・コンツェルンは、国際的比較において、もはや適切な判断がなされないという結果となっている。そこで、個別的に評価変更を行った」としている。その変更の1つとして、有形固定資産の評価調整を行い、減価償却方法を変更している。また2つとして、製品原価の直接原価のみを算入した従来の方法を共通原価を算入する方法へ変更している。さらに3つには、年金引当金の利子率を3.5%から6%に変更している [Handbuch, 1990/91, S. 1372]。その後、1992年の年度決算書では、評価変更の結果、国内および国際的レベルにおいて、他企業またはコンツェルン企業間の比較可能性は改善された [Handbuch, 1993/94, S. 1]」と説明している。そして、この評価変更によって、ダイムラー・ベンツ社の年度決算書は、K. Küting の会計政策のチェックリストから判断すれば、利益表示を重視した会計処理へ向けられていると判断される。1993年の決算書にあたり、ダイムラー・ベンツ社の会計処理があたかもドイツの保守的な会計処理かのように問題にされたが、ダイムラー・ベンツ社の従来の保守的な会計処理に変化がみられることも見逃せない事実である。

このように商法規定における評価選択権は会計政策の手段となっている。特に、ドイツの会計実務において、評価の継続性は厳格に守られているとはいえない<sup>1)</sup>。継続性の原則では、形式的継続性の他に、評価の継続性が求められるが、実務では、実質的には意味のないものとなっており [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S. 476]、会計政策の手段の1つとなっているといえる (表13を参照)。

他方、ドイツの資本会社の公開についてみると、表14に示すように、会社の法形態に従って義務づけられているが、中小規模の資本会社は公開義務を回避でき、会社数からみても公開状況は良いとはいえない。それは、公開の罰則規定がEU規定に規定されていないことによるもの [Beatge, 1993, S. 167] と指摘されている。ドイツでは、1985年の商法改正後、実際には1989年の連邦官報

表13 会計政策の目的



(出所) Nahlik, 1993, S. 219.

(Bundesanzeiger) での1987年の年度決算書の公表から始まり、現在にいたるまで、約7年の企業の年度決算書の公開が行われていることを考えても、「公開」の歴史は浅いと考えられる。そしてまだ実務では公開することの不利が企業間に存在する [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S. 498] といわれている。また、法律においても、企業にとって不利と判断される項目については、公開を回避できる手段が商法の規定に与えられている。例えば、資本会社の規模（貸借対照表総額、売上高、従業員数）による公開の義務は緩和され、企業の経営に影響を及ぼすような項目（企業の地域的市場別の売上高の分類、材料費の公開、経営者の報酬の公開等）についての公開は、商法第286条第2項保護条項によって回避できるようになっている。

以上のことは、商法の法規定に準拠した会計処理として容認されており、このような伝統的に内在してきた会計慣行が、会計基準の国際的調和化を巡って、容易に調整されるとは考えられない。

注)

- 1) ドイツの「正規の簿記の諸原則」のシステムとアメリカの会計システムにおける真実性の原則、継続性の原則、重要性の原則は、それぞれ異なった解釈が行われている。まず真実性の原則は、ドイツでは恣意性の排除の原則を意味している。それに対して、アメリカでは信頼性の原則に相当する。そのため、このような異なった解釈が、ドイツでは客観性の原則、アメリカでは検証可能性をもたらすことになる。継続性の原則については、ドイツでは評価の継続性がもとめられ、アメリカでは全ての「会計方法」の継続的適用が要求され、比較可能性が重視される。アメリカの継続性の原則は、ドイツよりも範囲が広いといえる。さらに、アメリカにおける重要性の原則は、ドイツでは経済性の原則に相当する。しかし、経済性の検証は難しいことから外部の利害関係者の保護に必要な情報が適正であるかどうかという解釈に置き換えられる [Baetge/Roß, 1995, S. 34-37]。

表14 資本会社の公開範囲

義務	企業の法形態	個人会社／個人事業	資本会社 (株式会社、株式合資会社、有限会社)			組合	公開法に従った企業
			小規模 貸借対照表総額 < 5.3MioDM 売上高 < 10.62MioDM 従業員 ≤ 50	中規模 貸借対照表総額 ≤ 21.42MioDM 売上高 ≤ 42.48MioDM 従業員 ≤ 250	大規模 貸借対照表総額 > 21.24MioDM 売上高 > 42.48MioDM 従業員 > 250		
形態							
— 商業登記簿へ提示			×	×		×	
— 連邦官報の商業登記簿へ提示			×	×			
— 連邦官報での公開					×		×
— 連邦官報での公開後商業登記簿へ提示					×		×
期間 (遅くとも)			12ヵ月	9ヵ月	9ヵ月	即時	9ヵ月
公開の範囲							
— 貸借対照表			×	×	×	×	×
— 損益計算書			—	×	×	×	×
— 付属明細書			×	×	×	×	×
— 営業報告書			—	×	×	×	×
— 監査報告書／証明書			—	×	×	×	×
— 利益処分案／決議			×	×	×	—	×
— 場合によっては、監査法人の報告			—	×	×	×	×
緩和／注釈			簡略貸借対照表 商法第266条第1項3文以下 損益計算書に 関しての記載 がない付属明 細書	簡略貸借対照表 商法第266条第1項3文以下 商法第327条第2項1号に 従った付属明 細書あるいは 貸借対照表の 特別記載 商法第285条2.5.8a.12に 従った記載を しない付属明 細書		組合登記簿への提示 (省略)	個人会社は、貸借対照表のみ、また公開法第5条第5項以下に従って付属明細書を公開しなければならない。さらに、項目について公開する場合には、全て自己資本を総括することができる (公開法第2条第2項, 3項)。

(出所) Coenenberg, 1991. S. 18.

## VI. おわりに

ドイツではEU加盟国内での会計の国際的調和化と証券取引所への上場を巡るIASへの対応という2つの会計基準の国際的調和化を背景に、政府規範設定者および立法者は、ドイツ企業の伝統的で保守的な会計処理を基礎とする債権者保護指向を容認する立場をとり、また研究者サイドは、アメリカのFASBを基礎とする会計基準とEU指令の対等の立場をとろうとしているといえる。一方、EUではアカウンティング・アドバイザー・フォーラムが組織され、EU会計指令に規定されていない会計問題の検討へ進んでいる。それに反して、特に、大企業の実務家サイドは、企業の国際的活動のために証券市場への進出を目指している。この証券市場への進出を目指す企業は、表8でも明らかなように、既に48%以上の外国資本を有する企業であり、特に、ニューヨーク証券取引所へ上場しているダイムラー・ベンツ社は、1989年の年度決算書からも判断できるように、国際的比較を目指し、会計評価の変更を既に1989年から始めている。またバイエル社、シェリング社、ヘキスト社は、アメリカとの妥協の手段としてIASの適用に踏み切っている。企業は、厳しいSEC規定よりもIASを適用する方向へ動くことが予想される。もし、そうなれば、ヨーロッパの企業のIAS適用は進み、ドイツの政府規範設定者および研究者等は、一層IASの検討に迫られるであろう。しかし、アングロ・サクソン/アメリカ系の会計基準との国際的調和化にあたり、ドイツの会計政策の検討は、国際的調和化のための課題となると考えられる。



## 参考資料

- Adolf G. Coenenberg (1994), *Jahresabschluß und Jahresabschlußanalyse*, Landsberg / Lech 15. Aufl., 1994.
- Dieter Ordelheide (1995), Entwicklung und Arbeit des Accounting Advisory Forums der EU-Kommission, in; *Rechenschaftslegung im Wandel*, München 1995.
- Dieter Ordelheide (1994), Notwendigkeiten und Probleme der Weiterentwicklung der EG-Bilanzrichtlinien und des deutschen Konzernabschlußrechts, in; *Die deutsche Rechnungslegung vor dem Hintergrund internationaler Entwicklungen*, Düsseldorf 1994, S. 11-39.
- Dorner/Wollmert (1994), *IASC-Rechnungslegung*, Düsseldorf 1994.
- Herbert Biener (1995); Bedeutung und Chancen der IASC-Vorschriften als internationale Rechnungslegungsnorm, in; *IASC-Rechnungslegung*, Düsseldorf 1995, S. 9-25.
- Herbert Kleber (1995), Unterschiede und Annäherungsmöglichkeiten deutscher und amerikanischer/internationaler Rechnungslegung, in; *Die deutsche Rechnungslegung vor dem Hintergrund internationaler Entwicklungen*, Düsseldorf 1995, S. 67-89.
- Jörg Baetge/Heinz-Peter Roß (1995), Was bedeutet »fair presentation« ?, in; *US-Amerikanische Rechnungslegung*, Stuttgart 1995, S. 27-43.
- Jörg Baetge (1993), Die negativen Aspekte der Harmonisierung, in; *Rechnungslegung und Prüfung*, Düsseldorf 1993, S. 172-189.
- IASC (1994), *Annual Review*, 1994.
- Michael Bitz/Dieter Schneeloch/Wilfried Wittstock (1991), *Der Jahresabschluß*, Wiesbaden 1991.
- Otto H. Jacobs (1994), *Bilanzanalyse*, München 1993.
- Wolfgang Nahlik (1993), *Praxis der Jahresabschlußanalyse*, Wiesbaden 1993.
- Aktienführer*, 1994.
- Bayer AG., HV-Reden: *Dokumentationsdienst der "Aktiengesellschaft-AG-Report"* *Handbuch der deutschen Aktiengesellschaften*, 1990/91, 1993/94, 1994/95.
- Bundesanzeiger*, 1994.
- Handelsblatt*, 1995. 7. 21 / 6. 27.
- Börsen-Zeitung*, 1995. 6. 9.
- 「国際会計基準，欧州企業相次ぎ作用 — 海外株主層拡大狙う」『日本経済新聞』，1995年5月30日。
- 「国際会計基準99年メド作成，英米制度ベースに，国際会計委員会と証券監督者国際機構」『日本経済新聞』，1995年7月21日。